

- 平成15年8月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,302平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
100台
 - (2) 駐輪場の収容台数
25台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
108立法メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後8時まで
 - 7 届出年月日
平成14年12月20日
 - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
平成15年1月17日から平成15年5月16日まで

熊本県公告第38号

平成14年7月10日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により大津町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
熊本県菊池郡大津町室字門出137ほか
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、今後、集客数増大などの状況の変化により、騒音その他周辺地域の生活環境悪化につながる問題が発生しないよう、随時、対策を講じていただき、豊かな地域コミュニティづくりにご協力いただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成15年1月17日から平成15年2月16日まで

熊本県公告第39号

平成14年9月25日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により益城町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
黒潮市場 益城店
熊本県上益城郡益城町惣領1415
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局振興調整室
平成15年1月17日から平成15年2月16日まで

熊本県公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。